

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 20 日（金）第3094号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（7件） | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○収去飼料の試験結果の公表 | （畜産課取扱い） | 4 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出 | （農地整備課取扱い） | 5 |
| ○団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可 | （農地整備課取扱い） | 5 |
| ○県営土地改良事業に係る換地処分 | （農地整備課取扱い） | 5 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （大島支庁取扱い） | 6 |

公 告

- | | | |
|-----------------------|----------|---|
| ○宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告 | （建築課取扱い） | 6 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 6 |

公 安 委 員 会 規 則

- | | | |
|-----------------------------|------------|---|
| ○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※） | （交通規制課取扱い） | 6 |
|-----------------------------|------------|---|

告 示

鹿児島県告示第228号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市蒲生町白男字菅ヶ谷4029番，4030番，4041番1，4041番2，4042番2，4042番3，4042番7，4047番から4049番まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第229号

平成27年1月16日農林水産省告示第103号（以下「告示第103号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
前田實則	曾於市財部町下財部字龍喰3007番2	告示第103号の変更後の指定施業要件のとおり
精松シマ	曾於市財部町下財部字荒谷4044番2	

鹿児島県告示第230号

平成26年12月26日鹿児島県告示第1184号（以下「告示第1184号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
豊平純	曾於市大隅町中之内字不動平1194番3、字外戸迫2985番6	告示第1184号の変更後の指定施業要件のとおり
小浜重良	曾於市大隅町中之内字川頭3232番7	
大山清助	曾於市大隅町中之内字地藏谷5640番7	
重信信夫	曾於市大隅町中之内字牧ノ谷7201番2	

鹿児島県告示第231号

平成26年12月26日鹿児島県告示第1185号（以下「告示第1185号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
西ヶ迫ユキエ、西ヶ迫時行	曾於市末吉町岩崎字霧島ノ段6508番2	告示第1185号の変更後の指定施業要件のとおり
株式会社都城商話會	曾於市末吉町岩崎字霧島ノ段6509番4	
米倉一廣	曾於市末吉町諏訪方字下原1833番	
鶴田浩一	曾於市末吉町二之方字松ヶ迫4844番1	

鹿児島県告示第232号

平成27年1月23日鹿児島県告示第47号（以下「告示第47号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
佐藤三之助	曾於市大隅町坂元字向井園4142番7	告示第47号の変更後の 指定施業要件のとおり
佐藤篤徳	曾於市大隅町坂元字向井園4145番2, 4145番3	
中丸スマ	曾於市大隅町須田木字川路山850番2	
蓑田静夫	曾於市大隅町須田木字川路山880番1	
領家信男	曾於市大隅町須田木字川路山889番1, 889番3, 891番1, 903番3	
上野計佐八	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6509番2	
上野亀太郎	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6519番2, 6521番1	
藤元親義	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6523番1, 6526番	
村上エダ	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6530番2	
村上エタ	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6531番	
高松政夫	曾於市大隅町月野字高松尻9392番2	
藤田計佐吉	曾於市大隅町月野字高松尻9392番4	

鹿児島県告示第233号

平成27年1月23日鹿児島県告示第48号（以下「告示第48号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
東國原義道	曾於市末吉町深川字国原ノ前4641番3	告示第48号の変更後の 指定施業要件のとおり
岩元アツエ, 東シヅノ, 末鶴ツヤ, 末鶴信武, 末鶴敏, 有里トミ子	曾於市末吉町深川字田ノ神ノ上4909番4	

鹿児島県告示第234号

平成27年1月27日鹿児島県告示第58号（以下「告示第58号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
西郷安	鹿屋市輝北町市成字ツルカケ段959番1, 959番2	告示第58号の変更後の 指定施業要件のとおり
関兵之進, 末野源藏	鹿屋市輝北町市成字ツルカケ段985番15	
井上イハ	鹿屋市輝北町市成字渡ヶ迫1037番2	
熊谷岩雄	鹿屋市輝北町市成字渡ヶ迫1037番3	
鹿児島無尽株式会社	鹿屋市輝北町上百引字歌丸851番2	
株式会社鹿児島県農工銀行	鹿屋市輝北町上百引字段876番2	
後堂進	鹿屋市輝北町上百引字エラカウト4586番3	
重信洋一	鹿屋市輝北町下百引字樋口迫2703番2	

鹿児島県告示第235号

平成27年1月27日鹿児島県告示第59号（以下「告示第59号」という。）で告示した保安林の

指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
田丸實義	曾於市大隅町月野字松崎675番	告示第59号の変更後の指定施業要件のとおり
中馬伸太郎	曾於市大隅町月野字上ノ迫9590番3, 9590番4	
植村源藏	曾於市大隅町月野字上ノ迫9590番6, 9590番7	

鹿児島県告示第236号

平成27年1月27日鹿児島県告示第60号（以下「告示第60号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
吉元仲兵衛, 吉野三太郎, 山川五兵衛, 西川林太郎, 大園藏吉, 南種藏, 南太兵衛, 本山袈裟吉, 實田喜三右衛門, 實田萬吉	志布志市有明町伊崎田字名頭用8601番1	告示第60号の変更後の指定施業要件のとおり
無限責任西志布志信用販売購買利用組合	志布志市有明町野井倉字草場30番1, 30番4から30番11まで	
山下豊次	志布志市松山町尾野見字大野1378番21	
山下甫	志布志市松山町尾野見字大野1378番22	
坂元ツル	志布志市松山町尾野見字大野1379番3	

鹿児島県告示第237号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成26年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成27年3月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
鹿児島プロフーズ（株） 本社工場 （いちき串木野市）	同左	フェザーミール	平成 26.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
		チキンミール	平成 26.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、出水平野土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷口 勇 出水市五万石町510番地

監事 濱島 巖 出水市住吉町2975番地

鹿児島県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、曾於北部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更について平成27年 3 月 6 日付けで認可した。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備祁答院地区松ノ川内換地区の換地計画に係る換地処分を、平成27年 3 月 4 日に行った。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年 3 月 20 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字丸畑甲350番1地先から大島郡瀬戸内町大字勝浦字三田124番3地先まで	前	8.2~102.0	8,718.6
			前	8.2~158.2	6,824.0
			後	8.2~100.6	8,718.6
			後	8.2~70.6	6,824.0

鹿児島県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年 3 月 20 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字丸畑甲350番1地先から大島郡瀬戸内町大字勝浦字三田124番3地先まで	平成27年 3月22日

大島支庁告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年 3 月 20 日

大島支庁長 本重人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふれあいクリニック	奄美市名瀬港町13番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年3月31日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第 1 項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
日本フロンティア株式会社	駒走 力	鹿児島市上之園町25番地4	平成22年12月28日	鹿児島県知事（1）第5720号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 2 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大島郡龍郷町浦字弓城641番 5 及び641番 6 並びに字長道1062番 2 の一部、1062番11及び1062番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大島郡龍郷町瀬留字柳田原1185番の 4
社会福祉法人竜昇会
理事 川畑輝哉

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 20 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第 9 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

一般国道3号	出水市境町（県境）から鹿児島市伊敷町639番地まで
一般国道3号	薩摩川内市西向田町296番地から同市木場茶屋町字小吹8253番地4まで
東九州自動車道	曾於市大隅町岩川曾於弥五郎 I C から霧島市隼人町住吉隼人東 I C まで
一般国道3号 南九州西回り自動車道	薩摩川内市水引町字草道5892番1から同市高江町字田中2463番1まで
一般国道3号 南九州西回り自動車道	いちき串木野市上名梶鼻4924番地2から同市大里字上池田246番地3まで
一般国道3号 南九州西回り自動車道	薩摩川内市尾白江町字鳥越7724番1からいちき串木野市上名梶鼻4924番地2まで
一般国道3号 南九州西回り自動車道	いちき串木野市大里ムシナ156番から鹿児島市田上8丁目1550番地11まで
一般国道3号 鹿児島道路	鹿児島市田上8丁目1582番6から3980番1まで
一般国道3号 鹿児島バイパス	鹿児島市田上8丁目3980番1から同市武2丁目48番89まで
一般国道3号	鹿児島市伊敷町639番地から同市城山町1番の1まで

を

東九州自動車道	鹿屋市串良町細山田鹿屋串良 J C T から霧島市隼人町住吉隼人東 I C まで
一般国道3号 南九州西回り自動車道	阿久根市脇本阿久根北 I C から阿久根市鶴川内阿久根 I C まで
一般国道3号 南九州西回り自動車道	薩摩川内市水引町薩摩川内水引 I C から鹿児島市田上八丁目鹿児島 I C まで
一般国道3号 鹿児島バイパス	鹿児島市田上八丁目3980番1から同市武二丁目48番89まで
一般国道3号	出水市境町（県境）から鹿児島市伊敷町639番地まで
一般国道3号	鹿児島市伊敷町639番地から同市城山町1番の1まで
一般国道3号	薩摩川内市西向田町296番地から同市木場茶屋町字小吹8253番地4まで

に改め

る。

別表第4一般県道志布志港線の項の次に次のように加える。

一般県道鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町笠之原 I C から鹿屋市東原町東原 I C まで
一般県道鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町東原 I C から鹿屋市串良町細山田鹿屋串良 J C T まで

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。